

狩 猟 税 申 告 書

平成30年9月25日

広島県 県税事務所長様

受付印

次のとおり、狩猟税について申告します。

納税義務者	ふりがな	ひろしま	いちろう
	氏名	広島 一郎	印
	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日	
住所	(〒730-8511) 広島市中区基町10-52		自宅電話番号 (082-513-2933) 携帯電話番号 (090-1234-5678)

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。), 使用する猟具の種類(番号に○印を付す。), 免許を与えた都道府県知事名, 交付年月日及び狩猟免許の番号, 所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入すること。
 なお, 第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを使用する場合は, 第2種銃猟免許に係る登録を申請すること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)

<input type="checkbox"/> 網猟免許に係る登録	1 網	都道府県知事名 広島県知事	交付年月日
<input checked="" type="checkbox"/> わな猟免許に係る登録	② わな		平成30年9月15日
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許に係る登録	3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)		狩猟免許の番号
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許に係る登録	6 空気銃 (圧縮ガス)		12345
(2) 狩猟をしようとする場所(番号)		第7号(許可捕獲等をした者)に該当→個人駆除の許可を受け, 捕獲に従事した者 第8号(許可捕獲等に従事した者)に該当→市町の有害鳥獣捕獲班員として, 捕獲に従事した者 第9号(認定鳥獣捕獲等事業者)に該当→認定鳥獣捕獲等事業者として, 捕獲に従事した者	
① 県の区域全部			

(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年環境省令第28号)第65条第1項第7号, 第8号又は第9号の場合であるか否かの別(該当の□にレ印を付す。)

<input type="checkbox"/> 第7号(許可捕獲等をした者)に該当	<input type="checkbox"/> 第9号(認定鳥獣捕獲等事業者)に該当	市町の被害防止計画に基づく対象鳥獣捕獲員に任命されている場合(通常の有害鳥獣捕獲とは異なります)
<input checked="" type="checkbox"/> 第8号(許可捕獲等に従事した者)に該当	<input type="checkbox"/> いずれにも該当しない	

(4) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し, かつ, いる市町の名称を記載すること。)

<input type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員	対象鳥獣捕獲員として所属する市町名
<input checked="" type="checkbox"/> 対象鳥獣捕獲員でない	()

(5) 広島県税条例附則第20条各項の規定による課税免除の該当者であるか否か

<input type="checkbox"/> 広島県税条例附則第20条第1項(対象鳥獣捕獲員に係る課税免除)	☆対象鳥獣捕獲員でない場合
<input type="checkbox"/> 広島県税条例附則第20条第2項(認定鳥獣捕獲等事業者に係る課税免除)	☆認定鳥獣捕獲事業者の捕獲従事者でない場合
<input checked="" type="checkbox"/> いずれにも該当しない	☆許可捕獲の従事者でない場合

申告額	税率区分(番号に○印を付す。)	納付(決定)額
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当	4,100円
	広島県税条例第165条第2項第1・2号該当	放鳥獣猟区に係る登録を行う場合
	広島県税条例附則第20条の2第1・②項該当	

※ 税率区分は「広島県税条例第165条第1項第2号又は第4号に該当する場合は、許可捕獲の従事者である場合、申請者が税額を記載する。」

1 納税義務者
2 当該同項第1号に該当する場合は、対象鳥獣捕獲員の場合又は認定鳥獣捕獲事業者の捕獲従事者である場合は、免税なのでこの欄には○をしない。

(注) 納付書により金融機関で狩猟税相当額を納付した場合は, 裏面に「払込証明書」を貼付してください。

注 意 事 項

- 1 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要するもの又は、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の控除対象配偶者（平成31年1月1日からは同一生計配偶者）又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）は16,500円を納付してください。
- 2 第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付する事を要しないもののうち、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の控除対象配偶者（平成31年1月1日からは同一生計配偶者）又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）以外の者は、その旨を証明する市区町村長の証明書を添付し11,000円を納付してください。
- 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要するもの又は、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の控除対象配偶者（平成31年1月1日からは同一生計配偶者）又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）は8,200円を納付してください。
- 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、本年度の道府県民税の所得割額を納付する事を要しないもののうち、本年度の道府県民税の所得割額を納付することを要する者の控除対象配偶者（平成31年1月1日からは同一生計配偶者）又は、扶養親族に該当する者（農林水産業に従事している者は除く。）以外の者は、その旨を証明する市区町村長の証明書を添付し5,500円を納付してください。
- 5 第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者は5,500円を納付してください。

※注1 狩猟者の登録が次のいずれかに該当する場合、狩猟税の税率は、上記1から5の税率に次の割合を乗じた税率（100円未満は切捨）となります。

- ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1
- ② ①で狩猟者の登録を受けている者が
受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以 4分の3
外の場所に係る狩猟者の登録

注2 平成31年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であって次に掲げる登録のいずれかに該当する場合、狩猟税の税率が軽減されます。

- ① 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録 課税免除
- ② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者 課税免除
に係る狩猟者の登録
- ③ 1年以内に有害鳥獣捕獲許可を受け 2分の1軽減
て捕獲等に従事した実績がある者に
係る狩猟者の登録



手数料名	No.97 狩猟税相当額			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
—	700	9205	右の狩猟税相当額を参照	1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取
2 0 0 7 9 2 0 5 0 1 0 1 1				

狩猟税相 額
(申請者又は猟友会記入)

4,100円

申請者が税額を記載する。

領 収 印
(猟友会押印)

納 税 済 印
(県税事務所押印)